公の施設の使用料の設定基準

平成２８年　４　月

恵　　庭　　市

目　　次

1　公の施設の使用料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

2　使用料に関する現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・1

3　施設の分類と負担割合・・・・・・・・・・・・・・・・・2

(1) 公共性による分類・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

(2) 公益性による分類・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

(3) 受益者負担の割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

4　使用料の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

(1) 使用料算定の基礎額・・・・・・・・・・・・・・・・・3

(2) 使用料の算出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

(3) 消費税及び地方消費税について・・・・・・・・・・・4

5　市外の人が利用する場合の使用料・・・・・・・・・・・5

6　営利目的で利用する場合の使用料・・・・・・・・・・・5

7　加算料の額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

8　使用料の減免について・・・・・・・・・・・・・・・・6

9　使用料の額の見直し時期・・・・・・・・・・・・・・・6

1　公の施設の使用料

公の施設は、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義され、公共施設のほとんどは公の施設です。

公の施設の利用に当たって、地方公共団体は使用料を徴収することができ、使用料の徴収に関しては、条例で定めなければならないこととなっています。

公の施設は収益を目的とするものではないことから、徴収する使用料は、公の施設の維持管理費又は減価償却費に当てられるべきもので、公の施設につき必要とする経費を賄うに足ることをもって限度とすべきと考えられています。

また、使用料は、公の施設の利用という利益を受ける人（利用者）に費用を負担してもらうことによって、利用しない人との間で負担の公平を図ろうとする「受益者負担の原則」の考えを基に徴収しています。

2　使用料に関する現状と課題

恵庭市では、受益者負担の原則の考えの下、公の施設の利用に対する使用料（指定管理施設にあっては利用料）を徴収していますが、その額については、近隣市町村の額などを参考にし、算定に関する基準や見直し時期などのルールがありませんでした。

これまで、国の三位一体改革による地方財政ショックにおける財政健全化計画などで、受益と負担の適正を図るため使用料の額を見直してきましたが、額の設定に当たり、依るべき基準は定めていませんでした。

近年、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となり、加えて、急速に進む少子高齢化による人口減少社会の到来により、公共施設の利用需要の変化や将来の市の財政規模の縮小予測などから、本市においても今後の公共施設のあり方を定める「恵庭市公共施設等総合管理計画」を策定いたしました。

こうした公共施設のあり方の検討を進めるのと同時に、施設の利用に対して徴収する使用料の額についても、依るべき基準や見直しの時期などの基本ルールを定める必要があります。

3　施設の分類と負担割合

公の施設には、道路や公園のように市民に必要な施設であっても民間からは提供されにくい公共性の高いものから、パークゴルフ場やテニス場などの体育施設や駐車場など、民間においても同様のサービスを提供しているものまで、幅広い施設があります。

公費負担と受益者負担の割合は、こうした施設の性質の違いによって異なることから、次の要素により施設を分類し、「公共による整備の必要性」の強弱によって負担割合を設定することとします。

(1) 公共性による分類

<table>
<tr><td>公共性の強弱</td><td colspan="4">公共的（必需的）　

個人的（選択的）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">性質</td><td colspan="2">市民が日常生活を営む上で直接必要とし、欠かすことができない施設
・社会的弱者などを援護又は支援するための施設など</td><td colspan="2">日常生活をより便利に快適にするため、又は個人の趣味や嗜好によって、選択的に利用する施設
・レクリエーションのための施設など</td></tr>
<tr><td>公共的</td><td>やや公共的</td><td>やや個人的</td><td>個人的</td></tr>
<tr><td>区分</td><td>Ⅰ</td><td>Ⅱ</td><td>Ⅲ</td><td>Ⅳ</td></tr>
</table>

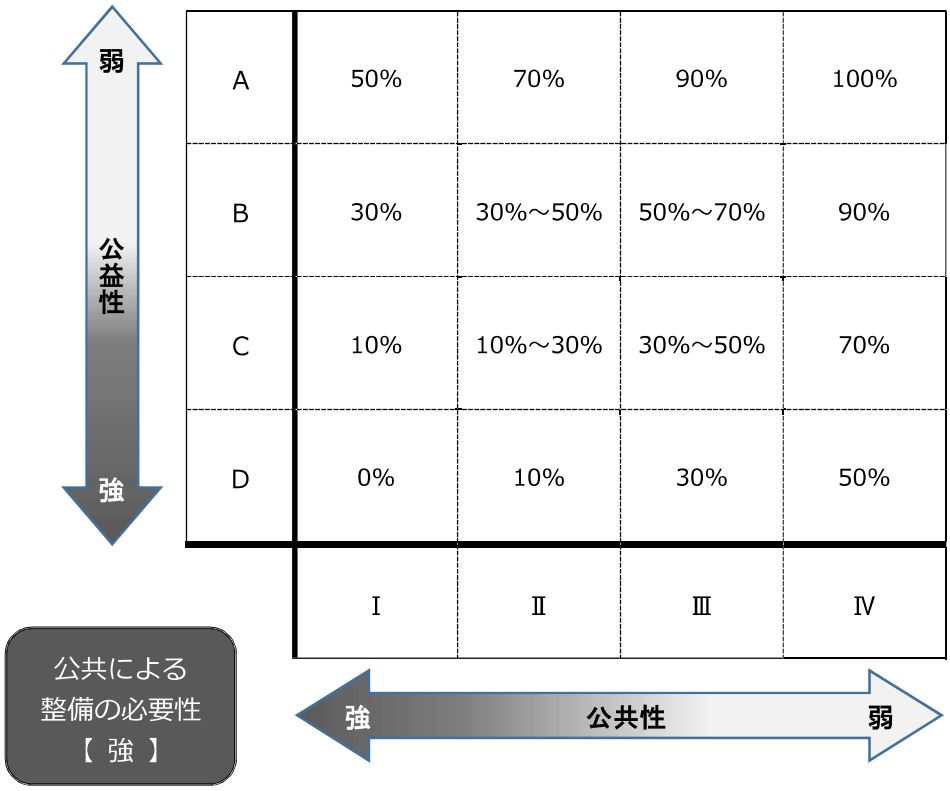
(2) 公益性による分類

<table>
<tr><td>収益性の強弱</td><td colspan="2">性質</td><td>区分</td></tr>
<tr><td rowspan="4">営利的（収益的）


公益的（非収益的）</td><td rowspan="2">民間によるサービス提供が期待できる施設
・施設の利用対価が得られる施設
・民間に同種又は類似するサービスの提供がある施設</td><td>営利的</td><td>A</td></tr>
<tr><td>やや営利的</td><td>B</td></tr>
<tr><td rowspan="2">民間によるサービス提供が困難な施設
・施設の利用対価が得られない施設
・民間に同種又は類似するサービスの提供が見られない施設</td><td>やや公益的</td><td>C</td></tr>
<tr><td>公益的</td><td>D</td></tr>
</table>

(3) 受益者負担の割合

公共による
整備の必要性
【 弱 】



4　使用料の算定

(1) 使用料算定の基礎額

公の施設に関する経費は、建設費や維持管理経費など様々なものがありますが、徴収する使用料は、公の施設の維持管理費又は減価償却費に当てられるべきものと考えられていることから、これらの経費を基礎額とします。

しかし、公の施設の建設に当たっては、世代間の負担の公平を確保するため地方債を発行している事例がほとんどです。この場合、地方債の償還は、施設の耐用年数の間に使用する市民が納めた税によって賄われていると考えられることから、建設費用回収の側面を持つ減価償却費については、基礎額に含めないこととします。

具体的には、次の費用の年額の合計を基礎額とします。

・人件費　　受付等を行う職員（正職員，非常勤職員，臨時的任用職員）の給与や手当等

・物件費等　　電気・水道などの光熱水費、消耗品などの需用費、施設や備品類の修繕料、電話料などの通信運搬費、施設の保守などのための委託料その他の施設の維持管理に直接必要とする経費

※冷房料や暖房料を使用料に加算する場合は、それらの経費を除外。

(2) 使用料の算出

使用料は、原則として次により算出します。

使用料 ＝ 基礎額 × 受益者負担割合

（算出例）

・１日の使用料を徴収している施設の場合

１人当たりの基準額 ＝ 基礎額 ÷ 年間利用者数

１人当たりの使用料 ＝ １人当たりの基準額 × 受益者負担割合

・会議室等を時間貸ししている施設の場合

１㎡当たりの基礎額 ＝ 基礎額 ÷ 貸出面積合計 ÷ 年間開館時間

１室当たりの基礎額 ＝ １㎡当たりの基礎額 × 利用面積 × 利用時間

１室当たりの使用料 ＝ １室当たりの基礎額 × 受益者負担割合

(3) 消費税及び地方消費税について

公の施設の利用に当たり使用料を徴収することは、消費税が課税される取引に当たります。このため、消費税を除いた額で算出した基礎額を基に使用料を計算し、その額に地方消費税を含む消費税率を乗じて得た額を加算して使用料の額を算出します。

5　市外の人が利用する場合の使用料

公の施設は、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」であることから、市民の利用に供するための施設です。しかし、市民が市外の人と一緒に利用することや、催し物や大会など市内外を問わず広く施設を利用することがあります。

そうした場合の市外の人の使用料については、市民が利用する場合とは区別して算出する必要があります。

具体的には、基礎額の算定に当たっては、減価償却費を加算して使用料を算出することを基本とします。

使用料	＝	基礎額（減価償却費を含む）	×	受益者負担割合

ただし、その額が、市民が利用する場合の使用料の額の２倍を超えるときは、当該２倍の額を上限とします。

6　営利目的で利用する場合の使用料

物販などの催し物や入場料を徴収して行われる興行など、営利を目的として公の施設を利用する場合があります。

そうした催し物や興行は、市民を対象としたサービスや娯楽であることから、施設の設置目的の範囲に限り利用を認めることが適当です。

この場合の使用料については、受益者負担割合を１００パーセントとして算出します。

使用料	＝	基礎額（減価償却費を含む）

ただし、その額が、市民が利用する場合の使用料の額の４倍を超えるときは、当該４倍の額を上限とします。

7　加算料の額

公の施設には、その利用に当たり、夏季における冷房や冬季における暖房が必要となるものがありますが、その費用の一部を使用料に加算する料金体系にするかどうかについては、施設の設置目的や利用形態などにより個別に判断することとなります。

こうした加算料を徴収する場合にあっては、使用料算定の基礎額には加算料の基となる費用を含めず算出しなければなりません。

加算料の額の算定に当たっては、加算料の基となる費用の合計額を基礎額とし、使用料算出の例により算出することとします。

8　使用料の減免について

減免制度は、障がい者などの社会的弱者に対する社会生活支援、低所得者などへの負担の配慮などから、条例の定めに従って特例的に行っているものです。

また、社会教育活動や市民活動などを推進するための施策として、特定の団体や利用目的を対象に使用料の減免をすることもあります。

しかし、減免した使用料は、施設を使用しないその他の市民が負担していることになることから、受益者負担の原則を踏まえ、公共性の度合いや負担能力等を十分に検証し、真にやむを得ない場合に限定します。

現状では、類似の施設であっても減免の取扱いが異なる事例があることから、順次見直しを行い、統一した取扱いとなるよう検討を進めていきます。

9　使用料の額の見直し時期

この基準による使用料の見直しは、消費税率が改定される平成２９年４月を目途に行います。

以後、概ね５年ごとに見直しを行うこととしますが、指定管理料の著しい上昇など施設の維持管理費が大きく変動したときは、その都度見直しを行うこととします。